認知症介護基礎研修の計画的な受講について

１　無資格者への認知症介護基礎研修の受講義務付け

　　令和３年度介護報酬改定により、介護サービス事業者に対し、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

２　義務付けの対象となる介護サービス事業者

（加須市による集団指導の対象となっていない介護サービス事業者を除く。）

(1)　指定地域密着型通所介護事業所

(2)　指定療養通所介護事業所

(3)　指定認知症対応型通所介護事業所（介護予防を含む。）

(4)　指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防を含む。）

(5)　指定認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防を含む。）

(6)　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

３　義務付けの対象となる職員

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者

　※ 次の者は、義務付けの対象外です。

　　　　看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程１級課程・２級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師　等

４　措置を講じる期限

　　令和６年３月31日まで（経過措置）

　　(注）上記の期限までに、義務付けの対象となる全ての者について、計画的に認知症介護基礎研修を受講させてください。

５　令和３年度埼玉県認知症介護基礎研修の予定

　　今後、埼玉県ホームページに研修計画が掲載される予定